

研究推進委員会（研究プロジェクト推進小委員会）
会員提案型研究プロジェクト推進制度運用内規

1. 制度の目的

会員提案型研究プロジェクト推進制度は、日本認知・行動療法学会の会員が科研費等の外部資金で実施する研究の促進、あるいは獲得した研究費による研究の発展について、会員からの求めに応じて、学会が所有する SNS 等のシステムや人的資源を活用してサポートを提供することを目的とする制度である。

2. 制度の概要

学会は、会員の求めに応じて以下のサポートを提供する。

(1) 会員への調査協力依頼

(例) 認知行動療法スーパーバイザーの先生方に調査協力を依頼する。

会員に教育や実践に関わるアンケート調査の協力 (or 配布協力) をお願いする 等

(2) 会員による研究コンサルテーションの仲介

(例) 専門領域の先生から研究計画について助言を頂く。

介入研究の際に、介入の質を担保するためにスーパーバイズをお願いしたい。
統計解析の助言 等

※研究費の申請書の書き方支援は、本プロジェクトでは行わない。あくまで認知行動療法や研究法等に関連する専門知識、技術のサポートを行うものである。

(3) 共同研究者、研究協力者のマッチング

(例) 介入研究の介入者として協力してくれる人を募集したい

統計解析をサポートしてくれる人を募集したい 等

(4) その他、研究推進に資する会員からの提案のうち、本会が適切とみとめるもの

3. 申請手続

(1) 対象者

すでに研究費（外部資金等）を獲得している会員。

(2) 申請時期

毎年4月上旬に募集を開始し、5月上旬に締め切る。

(3) 申請方法

会員は、会員提案型研究の応募にあたって、氏名、所属先、研究テーマ、研究計画（任意様式添付可）、研究予算、希望するサポート内容を所定のフォーム（<https://forms.gle/TUeyEWNx71Xmjt3f6>）に記入し、応募する。サポート内容は、サポートを受けたい内容、頻度および期間を具体的に記載する。コンサルテーショ

ンを希望する専門家が居る場合は、第三希望まで記載する。

(4) 審査方法

1) 審査委員

5月中旬～6月中旬にかけて、研究推進委員及び理事（※規程整備後は専門協力委員）から選出された審査委員が審査を行う。1つの応募について、審査委員3名が審査にあたる。ただし、申請者と利害関係にある者は当該審査の審査者となることはできない。

2) 審査委員の選出

審査委員選出にあたっては、研究プロジェクト推進検討小委員会（以下、小委員会）が原案（6名程度をリストアップ）を作成し、研究推進委員会で承認を得る。その後、審査依頼を行う。

審査委員の審査業務は、有償とする。報酬は、1件の審査につき3,000円（3,000円分の金券）とする。

3) 審査委員による審査

1. 審査委員は、フォームの記載事項（研究計画書を含む）の内容に応じた以下の評価項目について評点化する。

- ① 学会の趣旨（認知・行動療法の発展と普及）に沿ったものであるか
- ② 研究計画が科学的、心理学的な研究として合理的であるか
- ③ サポートの依頼内容が適切、現実的なものであるか

2. 審査委員は、評価項目に基づき採否を決定する。審査委員3名中2名以上が「採択」と判断した場合に「採択（案）」とする。

3. 審査にあたって、評価者のバイアスを軽減するため、審査委員は申請者と利害関係のある者を除外する。また、審査段階において申請者の氏名や所属は可能な限り秘匿する。

4) 助成の決定

審査によって採択（案）とされた研究プロジェクトは、研究推進委員会の審議を経た後、理事会の承認により採択を決定する。

4. 世話役の配置

採択となった研究プロジェクト（採択者）に対し、小委員会は、世話役を1名配置する。世話役の役割は、諸手続きのサポートやリマインド、学会のリソースやコンサルテーションを含む、協力を依頼したい会員との連絡開始時のサポート、問い合わせや相談の窓口であり、事務的な業務に限定される。

5. 研究プロジェクトと学会のリソース、会員のマッチング

採択者の研究サポートの要望が2.(1)に該当する場合、小委員会は、学会事務局、広報

委員会など学会内の関係する組織に連絡し、会員や関係者への調査協力依頼を要請する。必要な資料、書類は、全て採択者が準備する。

採択者の研究サポートの要望が2. (2) や(3)に該当する場合、小委員会は、可能な限りマッチングの協力を行う。学会が所有する会員名簿や SNS 等のサービスを利用して、一定期間（採択後約 1 ヶ月程度を目処）募集活動や関連する専門家/研究者への依頼等を行う。なお、小委員会からの働きかけに強制力はないため、この間にマッチングが成立しない可能性もある。採択者はその点を理解した上で申請を行うこと。

6. 希望する会員への仲介

採択者において、コンサルテーションを受けたい専門家、研究者、臨床家が具体的にいる場合、世話役を窓口として、小委員会が仲介を務める。その際世話役は、依頼を受ける側に対して、自由意志で諾否を決定できること、諾否によって不利益が生じないことを伝えた上で協力を依頼する。

7. プロジェクト協力への謝礼

研究のコンサルテーション等に対する謝金の支払いは、採択者個人の獲得予算から支出し、所属機関の運用ルールに従って、採択者とコンサルタントの間で取り決めを行った上で開始する。

なお、本制度は、研究促進に関する金銭的な支援をするものではなく、あくまで学会のリソースとネットワークの利活用を通じたサポートである。そのため、謝金のやり取りに関して本学会は関与しない。

8. サポート終了後の報告

採択者は、マッチングや仲介等が成立し、研究のコンサルテーション等の活動が終了した後は、速やかに世話役に対してサポートの終了と概要について報告を行う。世話役は、マッチングや仲介をした会員に、御礼と概要の確認を行い、今後のより円滑な本制度の運用に資する情報を得るものとする。

9. プロジェクトおよび成果の公表

採択されたプロジェクトの実施状況や成果は、年次大会、認知行動療法研究、学会 Web ページなどで公表することとする。また、研究完了後は、速やかに学術論文として投稿することとする。なお、公表の際には、「本研究は、日本認知・行動療法学会「会員提案型」研究プロジェクト推進制度のサポートを受けたものです」と付記することとする。成果の公表について小委員会が適切性を議論し、疑義がある場合には、コメントを行い改善に努めるよう促す。

10. オーサーシップ

研究の成果報告におけるオーサーシップについては、ICMJE の国際基準 (<https://www.icmje.org/recommendations/>) に準じて適切な判断を採択者とコンサルティで行う。学会へのプロジェクトの報告や公表された成果の中でオーサーシップに疑義が生じる際には、小委員会からヒアリングを行い、注意勧告がなされる場合がある。

附 則

本内規は、2年を目処に実体と照らし合わせた見直しを行い、必要に応じて改訂を行うものとする。

附 則

- 1 この基本規程の変更は、2026年4月1日から施行する。

以上

「会員提案型」研究プロジェクト 利用者フロー（採択者スケジュール）

- 4月上旬～5月上旬 学会のメーリングリスト／Web ページ／公式 X 等を通じて配信されたプロジェクト募集要項を熟読し、期限までに申請を行う（申請フォームに必要事項を記載およびファイルのアップロードを行う）。
- 8月 研究推進委員会より、採択の連絡が届く。
8-10月の大会（会員集会）に参加する場合は、①プロジェクトの採択者として、会員集会時に簡単な紹介の時間を得られる。また、②マッチングを希望する会員との顔合わせを対面で行うことも可能かもしれない。①および②について、採択連絡と合わせて希望調査が行われるので、速やかに回答する。その後、世話役（採択後に決定し、連絡がある）を介して、具体的な調整を進めていく。
- 8月以降 以降も、採択者は、〔研究のコンサルテーションや共同・協力研究者のマッチングを希望している場合（会員提案型）／研究アドバイザーの仲介を希望する場合（研究育成型）〕は、その専門家に協力を依頼することができる。窓口は、世話役／小委員会委員長になるので、依頼の際は、まず世話役／小委員会委員長に一報を入れる。その後、定期的に、世話役／小委員会委員長より、進捗状況などの確認メールが届く。あくまで状況確認が趣旨なので、書類の提出や資料の準備は不要である。必ずメール返信を行い、簡単に進捗状況などを報告する。
- 2月 世話役／小委員会委員長より年度末報告書（専用フォーム）の案内および期限（3月末）のメールが届く。内容を熟読し、期限までに報告書の提出を行う。また、関係した会員などへの御礼の連絡も同時期に行う。